

健 康 医 療

- | | | | | | |
|----|---|---|---|---------|--------|
| 1. | 健 | 康 | 医 | 療 | - 211- |
| 2. | 医 | 療 | 政 | 策 | - 211- |
| 3. | 医 | 療 | 事 | 業 | - 214- |
| 4. | 健 | 康 | 增 | 進 | - 217- |
| 5. | 母 | 子 | 保 | 健 | - 220- |
| 6. | 保 | 健 | · | 環 境 檢 查 | - 227- |
| 7. | 保 | 健 | 衛 | 生 | - 228- |
| 8. | 保 | 健 | 予 | 防 | - 231- |

1. 健 康 医 療

【医療政策課】

平成14年4月1日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）に基づき、奈良市保健所条例が施行され奈良市保健所（西木辻町200番地の46）が開所した。

そして、平成23年4月1日には、J R 奈良駅西側（三条本町13番1号）に完成した奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）へ移転した。従来、市役所等で業務を行っていた健康増進課、中央保健センター及び保健・環境検査課環境検査係も同所に移転となり、市民にとって身近で便利な保健所を目指している。また、健康危機管理の拠点として、市民の健康と安全な生活を守るため業務に取り組んでいる。

さらに、平成29年4月1日から、保健所がこれまで果たしてきた専門性を生かした上で、今後の健康医療に係る諸施策の推進や、医師会を初め関係団体窓口の一元的な対応を図るため、健康医療部を新設した。これまでの保健所の所管課に加え、市立奈良病院の管理や休日夜間応急診療所、東部地域を初めとした各診療所の運営を所管する市民生活部病院管理課を移管した。

健康医療部は、医療政策課、健康増進課、母子保健課、中央保健センター、保健・環境検査課、保健衛生課、保健予防課が同センターで業務を行っている。また、都祁・月ヶ瀬・田原・柳生・興東地区の保健活動は、都祁保健センター及び月ヶ瀬健康相談室で業務を行っている。

○施設概要

所在 地	三条本町13番1号
建 物 等	奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）の2～5階・地下1階を使用
構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上9階地下1階（免震構造）
敷地面積	2,958.13m ²
延床面積	15,231.89m ² の一部
総事業費	13,649,608千円

2. 医 療 政 策

【医療政策課、保健衛生課】

（1） 人口動態や医療施設調査などの厚生統計調査

人口動態調査は、我が国の人団動向を恒常に調査するものであり、国勢調査とともに、我が国の基幹統計である。人口動態統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態は、公衆衛生や人口動向の基礎資料として、社会、経済の発展に欠くことのできない貴重な情報として、国・地方自治体のみならず多方面において活用されている。

（2） 医療従事者等の免許申請の受理、交付

奈良市内に在住する次の医療従事者等の免許について、申請の受理、進達及び交付を行う。
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

奈良市内で勤務する次の医療従事者等の免許について、申請の受理、進達及び交付を行う。
保健師、助産師、看護師、准看護師

(3) 医療施設等の開設許可

市民の医療環境向上のため、診療所、助産所、歯科技工所、あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復師施術所、及び衛生検査所について、開設許可、各種届出の受理等を行う。

○医療施設数

(平成31年3月31現在)

区分	病院	診療所		歯科 診療所	助産所		施術所		歯科 技工所	衛生 検査所
		有床	無床		有床	無床	あはき	柔道整復		
施設数	23	8	389	191	3	14	352	176	63	4
病床数	4,330	104	—	—	8	—	—	—	—	—

※あはき：あんまマッサージ指圧、はり、きゅうを行う施術所

(4) 医療監視

医療法の規定に基づく医療施設への立ち入り検査である。医療施設が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適切な管理を行っているかについて検査することにより、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的としている。

(5) 医療安全相談

医療の安全と信頼を高めるため、市民の医療に関する相談や苦情に対応する。

(6) 薬局・医薬品店舗販売業の許可及び薬事監視

市民の保健衛生向上のため、医薬品医療機器等法に基づき、薬局・医薬品店舗販売業・高度管理医療機器等販売業等の許可、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(7) 毒物劇物販売業の登録及び毒物劇物監視

毒物及び劇物に関する安全確保のため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(8) 栄養改善事業

健康増進法に基づく特定給食施設等の届出の受理及び指導、食品の栄養成分表示・虚偽誇大表示に関する相談指導、難病等の専門的栄養指導、国民健康・栄養調査を行う。

(9) たばこ対策事業

喫煙が健康に及ぼす体への影響や禁煙方法の正しい知識の普及を図る。また、市民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する。

(10) 熱中症予防等、健康づくり啓発

熱中症予防普及啓発・注意喚起等、様々な年代層の市民に役立つ健康に関する情報の提供を行うことで市民の健康の保持増進を図る。

(11) 健康寿命の延伸のための保健事業（国保ヘルスアップ事業）

平成30年度「第2期奈良市データヘルス計画」の結果、糖尿病腎症が重症化して人工透析に移行すると医療費が高額になることや、喫煙が肺疾患だけでなく多くの生活習慣病に悪影響を及ぼすことがわかったため、国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病腎症重症化予防事業とCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の早期発見を目的とした啓発事業を実施している。

(12) 公的・私的医療機関救急患者受入事業

奈良市における医療機関への救急患者の受入れを促進し、救急医療体制の強化を図るため、救急患者受入れに要する費用について、市内の公立病院を除く救急医療をおこなう医療機関に対して、補助金を交付している。

3. 医療事業

【医療政策課】

(1) 市立奈良病院

平成16年12月1日、独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院の移譲を受け、医療機能を引き継ぎ、市立奈良病院として開設した。市立奈良病院は、奈良市における中核的医療機関として、国立病院機構奈良病院の担っていた医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上に努めている。

なお、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、病院の管理を指定管理者に行わせている。

病院名：市立奈良病院
所在地：東紀寺町一丁目50番1号
敷地面積：22,556.78 m²
構造：本館（外来診療・病棟） RC造 免震構造 地上5階
別館（リハビリ・その他） RC造 耐震構造 地上2階
延床面積：29,260.36 m²
高さ：22.4m
1床当たり病院部門面積：82.4 m²
1床当たり病室面積：8.0 m²
病床数：350床
患者用駐車場：231台
診療科目：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、糖尿病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科、歯科
計29科

指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会

○市立看護専門学校について

市内において看護師を継続的・安定的に確保するため、平成25年4月に看護専門学校を開校した。学校は、市立奈良病院近傍の紀寺町に所在し、修業年限3年の医療専門課程看護学科で、学生定員は1学年40名、合計120名である。

平成31年4月現在、1年生45名、2年生38名、3年生37名、計120名が在籍している。

(2) 診療所

ア 設置状況

診療所名	診療科目	所在地
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	邑地町2786番地
興東診療所	内科・外科	大柳生町4254番地
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	横田町336番地の1
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科・眼科※	月ヶ瀬尾山2790番地
都祁診療所	内科・整形外科	都祁白石町1084番地

※平成31年4月1日より標榜

イ 診療所利用状況 (平成30年度)

診療所名	診療科目	利用者数(人)
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	1,415
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	4,697
興東診療所	内科・外科	494
都祁診療所	内科・整形外科	10,239
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科	6,632
計		23,477

(3) 休日・夜間応急診療

昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、建物の老朽化等により、奈良市総合医療検査センター南側に移転・新築し、平成26年度に開所した。一次救急医療体制の一層の充実を図り、北和地域の拠点となる休日夜間応急診療所を目指す。

ア 休日夜間応急診療所

所在地 柏木町519番地の28
 竣工日 平成26年1月24日
 敷地面積 1,926.54m²
 延床面積 525.37m² (1階 367.87m² 2階 157.50m²)
 構造 鉄筋コンクリート2階建
 診療科目 内科・小児科
 診療時間 休日 10時～19時 (ただし、12時～13時は休憩時間)
 夜間 22時～翌朝6時
 土曜日 15時～19時

利用状況(平成30年度)

休日 (内科・小児科) 6,801人
 夜間 (〃) 6,108人
 土曜日 (〃) 1,459人

二次受け病院

休日 市立奈良病院、奈良県総合医療センター、済生会奈良病院の3病院の輪番で1日1病院当番 (1病院当たり1病床)
 夜間 奈良西部病院、吉田病院、おかたに病院、沢井病院、高の原中央病院、西奈良中央病院、石洲会病院、奈良東九条病院、西の京病院、大倭病院の10病院の輪番で1日2病院当番 (1病院当たり1病床)
 土曜日 市立奈良病院、おかたに病院、沢井病院、高の原中央病院、西奈良中央病院、石洲会病院、奈良東九条病院、西の京病院の8病院の輪番で1日1病院当番 (1病院当たり1病床)

イ 休日夜間応急診療所

上記休日夜間応急診療所と同様、昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、建物の老朽化等により、奈良市総合福祉センター内に移転し、平成26年12月7日から診療を行っている。

所在 地 左京五丁目3番地の1 総合福祉センター2階

診療時間 休日 10時～16時（ただし、12時～13時は休憩時間）

利用状況 （平成30年度） 475人

(4) 総合医療検査センター

市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供するため、設置した。

所在 地 柏木町519番地の5

敷地面積 4,186.78m²

駐車場 3,333.23m²

延床面積 6,099.23m²

構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階

総事業費 5,188,242千円

用地費 837,288千円 建設費 2,684,330千円 機器等 1,666,624千円

施設内容 1階…検診関係

事務室、診察室、X線撮影室、胃部X線室、内視鏡室 他

2階…臨床検査関係

自動分析室、細菌検査室、病理検査室 他

3階…健康増進関係

健康増進室、多目的ホール、栄養指導室 他

4. 健 康 増 進

【健康増進課】

(1) 予防接種

○予防接種法に基づく定期予防接種の実施状況

(平成30年度)

区 分	接種者数 (延べ人数)
不活化ポリオ	69
ジフテリア・百日咳・破傷風	0
ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ	9,385
麻しん・風しん	4,972
ジフテリア・破傷風	2,146
日本脳炎	11,494
B C G	2,268
子宮頸がん予防ワクチン	72
ヒブワクチン	9,257
小児用肺炎球菌ワクチン	9,266
水痘	4,527
インフルエンザ	48,361
成人用肺炎球菌ワクチン	6,560
B型肝炎	6,804

○風しん抗体検査及び予防接種法に基づく風しん第5期定期接種の実施

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、令和元年度から3年間の時限措置として、原則無料で風しん抗体検査及び定期接種を実施する。

(2) 成人保健事業

健康増進法（平成15年5月施行）に基づき、生活習慣病予防や疾病の早期発見を主な目的として健康教育、健康相談、各種検（健）診、家庭訪問を実施している。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険加入者に対する特定保健指導を実施し、生活習慣の改善により発病・悪化の予防に努めている。

① 健康教育

40歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てることを目的として、集団健康教育及び個別支援事業を実施する。平成27年度から奈良市ポイント制度を取り入れ、楽しみながら健康づくりにチャレンジできる「S m a N A R A 健康プロジェクト」事業を実施している。

平成30年度

集団健康教育 実施回数 60回 参加延べ人数 3,144人

個別支援事業 参加人数 440人

奈良市運動習慣づくり推進員協議会委託事業 実施回数 20回 参加延べ人数 2,408人

② 健康相談

自らの健康管理に役立てることを目的に、成人市民を対象に個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

平成30年度

総合・重点健康相談 実施回数 620回 参加延べ人数 1,549人

③ 成人検(健)診

がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病予防対策の一環として、これらの疾患の早期発見、早期治療を目的として、健康診査、胃がん検診、胃がん内視鏡検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、肺がん低線量CT検診を実施する。

平成30年度

○健康診査

実施方法 市医師会委託

実施時期 7月1日から1月末日まで

対象者 40歳以上の健康保険未加入者（生活保護受給者等）

受診者数 571人 受診率 10.2%

受診料 無料

○各種検診実施状況

(平成30年度)

区分	受診者数	要精査者数
胃がん検診 (40歳以上の市民を対象)	検診車 2,345	297
胃がん内視鏡検診 (50~60歳の偶数年齢の市民対象)	登録医療機関 840	242
肺がん検診 (40歳以上の市民を対象)	検診車 2,924	6
子宮頸がん検診 (20歳以上の女性を対象)	登録医療機関 11,022	172
乳がん検診 (40歳以上の女性を対象)	登録医療機関 8,665	701
大腸がん検診 (40歳以上の市民を対象)	登録医療機関 32,048	2,061
骨粗しょう症検診 (40歳・45歳・50歳・55歳・60歳 ・65歳・70歳の女性を対象)	登録医療機関 1,504	267
歯周疾患検診 (40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象)	登録歯科医療機関 358	271
肝炎ウイルス検診 (40歳及び41歳以上で検診未受診の市民 または感染に不安のある市民を対象)	登録医療機関 712	6
胃がんリスク検診 (40歳・45歳・50歳の市民を対象)	登録医療機関 247	34
肺がん低線量CT検診 (50歳・60歳の市民を対象)	登録医療機関 132	11

*都郡・月ヶ瀬地区においては、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診を集団で実施する。

*要精検者数（胃がん・胃がん内視鏡・肺がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がん）については、国の報告に準じて平成29年度分とする。

④ 訪問指導

家庭において療養上の保健指導が必要な者及びその家族を対象に、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士等が訪問し、本人及びその家族に対して、必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施する。なお、平成18年度から老人保健法の改正により、40歳以上65歳未満の介護保険非該当者について実施している。

平成30年度

延べ人数 6人

⑤ 生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性の健康週間にあわせて、啓発を行う。

(平成30年度)

実施日・場所	内 容
2月25日～3月1日 奈良市役所	女性特有のがん、喫煙による害等について 啓発を行った。

5. 母子保健

【母子保健課】

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を担う子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものであり、母子保健法に基づき健康診査・保健指導等の基本的な母子保健事業をきめ細やかに実施する。

① 妊娠判定受診料公費負担事業

市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方を対象に、妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診の妊婦の解消を図るため、年度内2回まで妊娠判定の受診料の一部を助成する。

(平成30年度)

公費負担実人数	公費負担延人数
11	11

② 妊娠届出・母子健康手帳の交付

妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関する行政的措置を早期に実施するため、妊娠の届出書の受理と母子健康手帳の交付を健康増進課、都郡保健センター及び市内出張所(3カ所)、行政センター(2カ所)で実施する。出産する児が2人以上の場合、追加して母子健康手帳の交付を行う。

(平成30年度)

妊娠届出数	母子健康手帳交付数
2,310	2,331

③ 妊婦健康診査補助券の交付

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図るため、医療機関に委託して行う妊婦健康診査補助券の交付を行う。

(平成30年度)

補助券交付件数
2,310

④ 妊産婦・新生児訪問指導・乳幼児訪問

新生児・乳児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠中及び出産に支障をおよぼす恐れがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行う。また、幼児の育児全般に関する指導、発達・親子関係に関する指導等を行うため、助産師・保健師等による訪問指導を実施する。

(平成30年度)

妊婦(延べ人数)	新生児・産婦(延べ人数)※	乳幼児(延べ人数)
37	933	1,239

※産婦(延べ人数)は、分娩後1年以内の女子について助産師が行った訪問と保健師が行った訪問を合わせて計上。

⑤ 妊産婦・乳幼児健康相談事業

妊娠期から乳幼児期の育児不安に対応するため、身近な場所で保健師・助産師が相談に応じ、育児不安感・負担感が引き起こす児への虐待を防止することを目的として実施する。

(7) 健康相談 (平成30年度)

会 場	来所相談件数 (延)	相 談 対 象 者					電話相 談件数 (延)
		妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	
健康増進課	2,764	52	318	1,308	1,083	3	467
都祁保健センター・ 月ヶ瀬健康相談室	91	1	14	37	38	1	16
西部相談室※	768	7	54	412	295	0	—
公民館等巡回相談	497	2	37	200	258	0	—

※相談時間は10時～14時

(4) 都祁保健センター・月ヶ瀬健康相談室の乳幼児健康相談 (平成30年度)

実 施 回 数	相談 件数 (延)	相 論 対 象 者		
		乳児	幼児	その他
26	55(53)	53(53)	2	0

※()は、4か月児・10か月児健診を同日受診した相談児数を再掲

⑥ 母親教室（はじめてのママパパ教室）

妊娠22週から32週の初妊婦に対し、1回目は、助産師と保健師による胎児からの愛着形成と仲間づくりを目的として講義やグループワークを行い、また先輩ママと赤ちゃんとの交流会も取り入れた。2回目は、夫や家族等同伴で参加してもらい育児不安の予防として、家族みんなで子育てをするという意識を育てる内容である。

(平成30年度)

実施回数	参 加 者 数		
		妊 婦	家 族 (夫)
1回目	12	187	1
2回目	12	196	188 (186)

⑦ 高齢妊産婦支援事業（40歳からのママ育サロン）

40歳以上の初妊産婦（初産婦については児が1歳未満）を対象にお産の話や赤ちゃんと一緒にできる体操や遊びの実施、子育てに関する情報提供、親同士の交流を図り、育児不安が軽減できることを目的に年4回実施する。

(平成30年度)

実 施 回 数	参 加 者 数 (延)				
	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他
4	7	41	41	0	0

⑧ 妊産婦乳幼児交流会（妊婦さんとママとパパと赤ちゃんの交流会）

都郡保健センター管内は少子化が進んでおり、母親が地域で孤立した子育てになる可能性が高い状況である。妊娠期からの早期の切れ目ない支援として、妊産婦と夫、1歳未満の乳児と保護者を対象に、相互交流や育児の悩みを相談できることを目的とし、地域子育て支援拠点を会場に年4回実施する。

(平成30年度)

実施回数	参加者数(延)				
	妊婦	産婦	乳児	幼児	父
4	7	32	32	11	4

⑨ 妊産婦歯科健診（マタニティー歯っぴいチェック）

妊婦に対して、妊娠中の歯周病予防・むし歯予防とかかりつけ歯科医院を持つきっかけづくりとして、歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布（希望者のみ）を行う。

(平成30年度)

実施回数	受診者数	フッ化物塗布者数
12	257	242

⑩ 産後ケア事業（奈良市すまいるmamaサポート）

支援が必要と認められる生後4か月未満の乳児及びその母親を対象に、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の軽減を図り、家庭における円滑な育児の自立を促し、安心して子育てができる目的に、市内登録産科医療機関に事業を委託して実施する。

(平成30年度)

実人數	利用延日数	
	産後ショートステイ	産後デイ
20	67	43

⑪ 4か月児健康診査

生後4か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関において個別健診を実施する。

(平成30年度)

対象者数	受診者数
2,352	2,299

⑫ 10か月児健康診査

生後10か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関において個別健診を実施する。

(平成30年度)

対象者数	受診者数
2,313	2,219

⑬ 乳児教室

生後 5 か月児とその保護者に離乳食の進め方、子どもの成長・子育てについて 1 歳 0 か月児とその保護者に生え始めた歯の手入れについて正しい知識を伝える教室を実施。平成 28 年度からは第一子を対象に実施する。

(ア) 5 か月児離乳食教室（ぱくぱく教室）

(平成30年度)

実施回数	参加者数	
24	627 組	1,330 人

(イ) 1歳0か月児歯ぴかぴかむし歯予防教室

(平成30年度)

実施回数	参加者数	
24	408 組	862 人

⑭ 都市保健センターにおける幼児教室（すこやかキッズ 1・2・3）

子どもの健やかな成長のために、親が子の年齢に応じた子育てについて学び、自身の子育て観を育み、育児力を高め合うことを目指し、1 歳児・2 歳児・3 歳児とその保護者を対象に、地域のボランティア（食育・親子遊び・歯科）と協働し集団指導を実施する。

(平成 30 年度)

実施回数	参加者数	
7	40 組	83 人

⑮ 1歳7か月児健康診査（一般健診・歯科健診）

幼児期初期の1歳7～8か月児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、疾病、障がい、発達の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に集団検診を実施する。

(平成30年度)

1 歳 7 か 月 児 健 診 （一般健診）					
実施回数	対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導
45	2,406	2,299	796	607	896

(平成30年度)

1 歳 7 か 月 児 健 診 （歯科健診）		
実施回数	受 診 者 数	う歯罹患者数
45	2,299	29

⑯ 発達相談

1歳7か月児、3歳6か月児健診後、精神発達面、言語面において事後指導の必要な幼児に対し、心理判定員による発達検査を実施、あわせて適切な指導を行い、必要に応じて医療、療育の場につなげ、発達を援助するために実施する。

(平成30年度)

新規相談児数	継続相談者数
202	98

⑰ 発達支援教室

1歳7か月児健診フォロー教室（きしゃぽっぽ教室）

1歳7か月児健診後の事後指導の場として遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減につなげるために実施する。

(平成30年度)

開催回数	幼児数(延べ)	保護者数(延べ)	同伴児数(延べ)	合計人数
18	177	192	50	419

⑱ 3歳6か月児健康診査(一般健診・歯科健診)

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、発育状態、栄養の良否、疾病、発達の遅れなどを早期発見し、適切な指導及びその他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発育発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に、3歳6～7か月の幼児を対象に集団健診を実施する。

(平成30年度)

3歳6か月児健診(一般健診)					
実施回数	対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導
45	2,633	2,444	736	768	940

(平成30年度)

3歳6か月児健診(歯科健診)		
実施回数	受診者数	う歯罹患者数
45	2,633	394

⑲ フッ化物塗布

乳歯のむし歯予防、かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりを目的として、2歳0か月～2歳4か月児に対して歯ブラシ法によるフッ化物塗布を、歯科健診、歯みがき指導と同時に実施する。

(平成30年度)

塗布者数
821

㉚ 口腔衛生指導

乳歯のむし歯予防と、今後生えてくる永久歯の健全な発育及び保護者の歯周病予防を目的として、保育園・幼稚園児とその保護者を対象に歯科指導を実施する。

(平成30年度)

実施回数	参加園児数	参加保護者数	合計人数
30	923	276	1,199

㉛ 歯科健康教育

希望するサークル・団体などへ「子どものむし歯予防」をテーマに、地域において歯科健康教育を実施する。

(平成30年度)

実施回数	参加者数(延べ)		合計人数
	対象児	保護者	
18	154	135	289

㉜ 歯を守るためのポスター作品展

歯と口の健康週間にあわせて、市内小学校を対象に歯を守るポスターを募集し、歯科疾患の予防等の歯の衛生に対する意識の普及啓発を図ることを目的として実施する。

(平成30年度)

応募学校数	応募者数
7	85

㉝ 歯っぴいフェスティバル

歯と口の健康週間行事として、歯科疾患の予防等の歯の衛生に対する意識の普及啓発を図ることを目的として市歯科医師会と共に実施する。

(平成30年度)

実施日・場所	参加者数	内 容
6月10日(日) 奈良市保健所	427	・歯を守るためのポスター入選作品展 ・口腔チェック(歯周病、むし歯) ・歯科相談・歯みがき指導・歯の技工物展示 ・歯による食事の紹介・啓発パネル展示等

㉞ 療育指導事業

長期にわたり療養を必要とする児及びその保護者に対し、在宅生活における看護サービスの調整や家庭訪問等により適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び育児不安の軽減を図れるよう支援する。

(平成30年度)

支援 対象者数	対象者支援回数					支援回数 (延べ)
	病院 訪問	家庭 訪問	課内 面接	連携調整 ・会議	電話 相談	
61	9	60	8	49	60	186

㉕ 療育サークルとの連携

多胎や障がい等のリスクの高い児を持つ家族に対し、仲間作り、交流の場作りを目的としたサークルの紹介・連携を行う。

(平成30年度)

サークル別	名称
障がい児親子サークル	ヒースの会
多胎児親子サークル	奈良ビーンズサークル

㉖ 長期療養児支援を考える研修会

奈良市における長期療養児支援体制の構築を図るために研修会を開催する。

(平成30年度)

実施日・場所	内 容	参 加 者 数
12月8日(土) 奈良市保健所	講演「疾患受容と心理的支援 ～地域で長期療養児とその家庭を支える～」 講師 大阪樟蔭女子大学・大学院 臨床心理士 高橋 裕子教授	医療機関 訪問看護ステーション 福祉サービス事業所 等 26人

㉗ 未熟児訪問指導事業

未熟児は保護者の育児等の不安が強く、主に家庭内で養育上いろいろな問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、早期に情報を把握し、保健指導等を行い、幼児の発達を支援する。

平成30年度訪問件数 137件（延べ）

㉘ 特定不妊治療費助成金交付事業

不妊治療費のうち、治療費が高額となる体外受精・顎微授精に対し、治療に要した費用の一部を助成する。

(平成30年度)

実件数(実人員数)	延べ件数
240	408

㉙ 一般不妊治療費助成金交付事業

不妊治療費のうち、健康保険適用となっている不妊検査やタイミング療法など的一般不妊治療、また健康保険適用外の人工授精に対し、治療に要した費用の一部を助成する。

(平成30年度)

実件数(実人員数)	延べ件数
210	210

6. 保 健 ・ 環 境 檢 査

【保健・環境検査課】

(1) 食品、食中毒及び感染症などの検査

市民の食の安全と健康を守るために、食品中の甘味料、保存料等の理化学検査や一般細菌、大腸菌群等の微生物検査を行っている。食中毒の発生時には、原因究明のため腸管出血性大腸菌O157、腸炎ビブリオ、カンピロバクター等の食中毒菌検査を行い、感染症の発生時には、拡大防止のため細菌及びウイルス検査を実施している。また、飲料水、プール水等の依頼検査を実施している。

事項名	事業名	概要
理化 学 検 査	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、食品の成分規格、食品中の添加物、器具・容器包装等の理化学検査を行う。行政検査と市民等からの依頼検査を行う。
	家庭用品検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用洗浄剤、エアゾル製品等の検査を行う。
	水質検査	水道法、遊泳用プールの衛生基準に基づき、飲料水、プール水の理化学検査を行う。また、公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の理化学検査を行う。
微生物 検 査	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時の関係者の保菌検査を行う。
	食品衛生検査	食品衛生法等に基づき、収去検査及び食中毒発生時の行政検査を行う。また、市民等からの依頼による食品等の微生物検査を行う。
	利用水検査	公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等のレジオネラ属菌の検査を行う。

(2) 環境検査

水質検査では河川、地下水の公共用水域での生活環境項目、健康項目などの検査、さらにゴルフ場の水質検査（農薬）を行っている。また、工場排水などの依頼検査を実施している。大気検査では大気汚染測定局等での二酸化窒素・光化学オキシダント等の検査、その他に簡易測定法による大気汚染検査、降下ばいじん、酸性雨の検査及び有害大気汚染物質モニタリング調査を行っている。

悪臭検査では工場・事業場からの排出ガス及び排水の検査を行っている。

事項名	事業名	概要
環境 検 査	水質検査	水質汚濁防止法等に基づき、河川水や特定事業場排水の水質検査などを行う。
	大気検査	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況検査や特定事業場の排ガス検査などを行う。
	悪臭検査	悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭規制物質の測定及び官能試験による検査を行う。

7. 保 健 衛 生

【保健衛生課】

(1) 墓地等の経営許可

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂または火葬場の経営許可を行う。

(平成31年3月末現在)

火葬場	墓地	納骨堂
1	285	33

(2) 旅館業等の営業許可、監視指導

営業六法（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、理容師法、美容師法）、住宅宿泊事業法に基づき旅館業、興行場、公衆浴場、クリーニング所、理容所、美容所、住宅宿泊事業届出住宅の営業の許可等、監視指導を行う。

(平成31年3月末現在)

旅館				住宅 宿泊 事業	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所			
旅館・ホテル		簡易宿所				公営	民営			洗	取		
件数	客室数	件数	客室数										
124	4,532	87	309	29	8	10	43	252	709	56	255		

(注) 公営：共同浴場、その他 民営：一般、その他 洗：洗い施設 取：取次所

(3) 牲畜場等の設置許可

と畜場法、化製場等に関する法律に基づき、設置許可を行う。

(平成31年3月末現在)

化製場	動物飼養施設
—	15

(4) 専用水道及び簡易専用水道の維持管理指導

水道法に基づき、専用水道の設置の確認及び立入検査を行う。また、簡易専用水道の設置届受理及び立入検査を行う。

(平成31年3月末現在)

専用水道	簡易専用水道
16	675

(5) 温泉の利用許可

温泉法に基づき、温泉利用許可を行う。

(平成31年3月末現在)

温泉関係施設
12

(6) 特定建築物に関する届出と監視指導

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、届出受理と監視指導を行う。

(平成31年3月末現在)

特 定 建 築 物
127

(7) 遊泳用プールの衛生指導

奈良市遊泳用プール衛生管理指導要領に基づき、衛生指導を行う。

(平成31年3月末現在)

プ 一 ル
22 (4)

(注) ()内は季節プール施設数…内数

(8) 犬の登録と収容（捕獲）

狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付、及び犬の収容（捕獲）を行う。

○犬の登録及び狂犬病予防注射

(平成31年3月末現在)

登 錄 頭 数	狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 平 成 3 0 年 度 交 付 数
14,289	10,211

(9) 犬、猫の引取り、負傷動物の収容、譲渡

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬、猫の引取り、負傷動物の収容を行う。また、収容した犬、猫の譲渡を行う。（平成31年3月末現在）

(10) 動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録及び立入検査を行う。

(平成 31 年 3 月 末 現 在)

施設数	業 種 別 内 訳				
	販 売	保 管	貸し出し	訓 練	展 示
112	46	78	1	14	14

(11) 犬猫パートナーシップ店制度事業

奈良市内の動物取扱業（犬猫販売業者）と連携のうえ、適正飼養及び譲渡の推進を図る。

(12) 飼い主のいない猫の繁殖制限手術補助事業

飼い主のいない猫への繁殖制限手術費用の一部助成により、保健所への幼齢猫の引取り数削減を図る。

(13) 防疫事業

感染症予防のための防疫事業を行う。

(14) 食品営業施設の許可、監視指導

食品衛生法及び食品表示法に基づき、飲食店等の営業許可及び監視指導を行う。また、食品の安全性を確保するため、細菌や食品添加物等の検査を行う。

平成30年6月の食品衛生法改正を受けて、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理（H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理）の実施を求める。

○食品関係営業施設数

(平成31年3月末現在)

許可を要する施設			
業種	施設数	業種	施設数
飲食店営業	4,164	食肉製品製造業	1
菓子製造業	537	食用油脂製造業	2
乳処理業	1	みそ製造業	9
乳製品製造業	3	醤油製造業	2
魚介類販売業	275	ソース類製造業	6
魚肉ねり製品製造業	6	酒類製造業	9
食品の冷凍または冷蔵業	6	豆腐製造業	8
缶詰または瓶詰食品製造業	22	めん類製造業	20
喫茶店営業	164	そうざい製造業	39
アイスクリーム類製造業	52	添加物製造業	2
乳類販売業	478	清涼飲料水製造業	5
食肉処理業	5	氷雪製造業	1
食肉販売業	301	氷雪販売業	3
計			6,121

許可を要しない施設				
業種	施設数	業種	施設数	
給食施設	学校	25	そうざい販売業	373
	病院・診療所	31	菓子（パンを含む。）販売業	1,297
	事業所	19	食品販売業（上記以外）	1,792
	その他	188	添加物（法第11条第1項を除く。）製造業	1
乳搾取業	3	添加物販売業	—	
食品製造業	339	器具容器包装またはおもちゃの製造販売業	315	
野菜果物販売業	774	計	5,157	

(15) 食中毒の防止と発生時の原因究明

食中毒が発生した場合、疫学調査や試験検査等を実施し、原因の究明を行うとともに再発防止を図る。

(16) 食鳥処理業の許可、監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、事業許可及び監視指導を行う。

8. 保 健 予 防

【保健予防課】

(1) 結核予防事業

結核患者への訪問指導や地域DOTS（直接服薬確認療法）による患者支援、また結核患者の医療費の給付を行う。結核の感染が疑われる人に対しては、接触者健康診断を行い、二次感染を防止する。

○結核登録患者数

(平成30年)

新登録 患者数	活動性結核			肺外結核	潜在性結核感染症 (再掲)		
	肺結核活動性		登録時 菌陰性その他				
	登録時 喀痰塗抹陽性	登録時 その他の 結核菌陽性					
87	22	23	5	9	28		

(2) 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の予防知識を普及させるため、予防啓発に努めるほか、感染症の発生動向を医療機関の協力により調査し、関係機関に情報提供を行う。腸管出血性大腸菌感染症〇157や細菌性赤痢などの感染症発生時には患者や家族等の人権に十分配慮した疫学調査・接触者調査を実施する。また、必要に応じて消毒・接触者健診等を実施し、二次感染を防止する。

○感染症発生状況

(平成30年)

一類感染症	二類感染症	三類感染症	接触者の行政検査実施人数
0 (0)	87 (232)	6 (27)	7

※ () 内は県内総数

(3) エイズ対策事業

HIV感染不安のある人に対して即日HIV検査を無料・匿名で実施（第1・第2月曜日13:30～15:00）するとともに、エイズ相談を行い、不安の解消を図る。平成30年6月からは、第3月曜日のみHIV検査と同時に、梅毒検査、B型・C型肝炎検査を無料・匿名で実施している。

また、正しい知識の普及、積極的予防活動を図るため、パンフレットの配布及びポスター展示を行う。

(平成30年度)

エイズ 電話相談	来所等 による エイズ相談	HIV検査数		梅毒 検査数	B型肝炎 検査数	C型肝炎 検査数	陽性件数			
		即日検査	通常検査				HIV	梅毒	B型肝炎	C型肝炎
27	243	172	71	71	71	71	0	0	0	0

※定期的なHIV検査に加え、HIV検査普及週間（6月）及び世界エイズデー（12月）において、休日及び夜間エイズ相談・即日HIV検査を奈良市保健所で実施した。

(4) 精神保健対策事業

精神障害者やその家族、関係機関等からの精神保健福祉に関する相談に対して、医師、精神保健福祉相談員、保健師等が医学的指導やケースワーク、関係機関への紹介等を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、本人の状況や家庭環境・社会環境を把握し、これらに適した支援を実施する。

また、自殺対策の一環としてうつ病等こころの不調がある方やその家族の方を対象に、臨床心理士によるこころの健康相談（第2・第4月曜日 13:30～16:30）を行う。

○精神保健福祉相談及び家庭訪問実施状況 (平成30年度)

対象者年 齢	実 施 延 件 数		
	電 話 相 談	個 別 相 談	訪 問
18 以下	12	10	2
19~39	78	59	80
40~64	155	120	210
65 以上	64	28	83
年齢不詳	38	2	—
計	347	219	375
		941	

(5) 難病対策事業

難病患者の在宅での療養生活を支援するため、相談・家庭訪問を行う。

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とする、いわゆる難病の患者及びその家族に対して医療費の公費負担の確立と普及を図るために、事業の申請の受付を行う。

○指定難病特定医療受給者

(平成31年3月末現在)

疾患名	患者数	疾患名	患者数
球脊髄性筋萎縮症	2	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	2
筋萎縮性側索硬化症	24	先天性副腎皮質酵素欠損症	3
脊髄性筋萎縮症	6	サルコイドーシス	45
進行性核上性麻痺	31	特発性間質性肺炎	45
パーキンソン病	571	肺動脈性肺高血圧症	16
大脳皮質基底核変性症	18	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	18
ハンチントン病	1	リンパ脈管筋腫症	1
シャルコー・マリー・トゥース病	4	網膜色素変性症	58
重症筋無力症	73	バッド・キアリ症候群	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	67	特発性門脈圧亢進症	2
慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	13	原発性胆汁性胆管炎	100
封入体筋炎	4	原発性硬化性胆管炎	4
多系統萎縮症	43	自己免疫性肝炎	27
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	84	クローン病	141
ライソゾーム病	45	潰瘍性大腸炎	500
副腎白質ジストロフィー	2	好酸球性消化管疾患	3
ミトコンドリア病	7	全身型若年性特発性関節炎	2

もやもや病	39	筋ジストロフィー	14
進行性多巣性白質脳症	1	脊髄空洞症	1
HTLV-1 関連脊髄症	2	遺伝性ジストニア	2
全身性アミロイドーシス	9	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1
遠位型ミオパチー	2	前頭側頭葉変性症	1
神経線維腫症	12	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1
天疱瘡	9	限局性皮質異形成	1
表皮水疱症	1	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	2
膿疱性乾癬(汎発型)	8	ミオクロニ一脱力発作を伴うてんかん	1
高安動脈炎	14	ウエスト症候群	3
巨細胞性動脈炎	3	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	1
結節性多発動脈炎	4	ラスマッセン脳炎	1
顕微鏡的多発血管炎	24	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	8
多発血管炎性肉芽腫症	10	特発性後天性全身性無汗症	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	16	マルファン症候群	2
悪性関節リウマチ	18	ウィルソン病	2
バージャー病	7	多脾症候群	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	1	プラダー・ウィリ症候群	1
全身性エリテマトーデス	157	総動脈幹遺残症	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	85	修正大血管転位症	1
全身性強皮症	60	完全大血管転位症	3
混合性結合組織病	24	単心室症	1
シェーグレン症候群	27	三尖弁閉鎖症	1
成人スチル病	10	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	3
再発性多発軟骨炎	2	ファロー四徴症	3
ベーチェット病	31	急速進行性糸球体腎炎	3
特発性拡張型心筋症	123	一次性ネフローゼ症候群	31
肥大型心筋症	28	紫斑病性腎炎	1

再生不良性貧血	30	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1
自己免疫性溶血性貧血	1	オスラー病	2
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	3
特発性血小板減少性紫斑病	60	偽性副甲状腺機能低下症	1
血栓性血小板減少性紫斑病	2	フェニルケトン尿症	2
原発性免疫不全症候群	5	尿素サイクル異常症	1
IgA腎症	45	家族性地中海熱	1
多発性囊胞腎	22	強直性脊椎炎	6
黄色靭帯骨化症	15	進行性骨化性線維異形成症	1
後縫靭帯骨化症	71	軟骨無形成症	1
広範脊柱管狭窄症	4	後天性赤芽球癆	1
特発性大腿骨頭壊死症	57	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
下垂体性ADH分泌異常症	11	IgG4関連疾患	12
下垂体性PRL分泌亢進症	47	好酸球性副鼻腔炎	49
クッシング病	3	無虹彩症	4
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12	特発性多中心性キャッスルマン病	7
下垂体前葉機能低下症	42		

(6) 被爆者対策事業

原子爆弾に被爆された方の医療費給付や手当の申請受付を行う。

(7) 医療給付事業

① 未熟児養育医療の給付

養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。

(平成30年度)

出生児体重	1,000g以下	1,001～1,500g	1,501～2,000g	2,001～2,500g	2,501g以上	合計
人 数	4	15	24	33	45	121

② 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。

(平成30年度)

障害の内容	肢不自由	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	心臓障害	腎臓機能障害	その他の内臓障害	合計
人 数	12	8	6	29	8	3	8	74

③ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

厚生労働省の定める756疾病に罹患し、症状等が一定の基準を満たす児童に対し医療費の助成を行い、患者家族の医療費負担の軽減を図る。

(平成30年度)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	合計
人 数	48	27	24	92	136	17	19	10	13	3	40	19	18	2	5	1	474

(8) 肝炎対策

肝炎インターフェロン治療医療費等助成の申請受付を行う。

○肝炎インターフェロン治療等受給者数

(平成 31 年 3 月末現在)

種別	肝炎インターフェロンフリー治療	肝炎核酸アナログ製剤治療
新規	60	19
治療変更	4	-
転入	-	1
再申請	-	
更新	-	233
合計(人)	64	253

